

森林整備工事における入札保証金

森林整備工事における入札保証金については、下記のとおり納入してください。

記

1 入札保証金

入札保証金は、見積金額（入札書記載金額＋消費税額）の100分の5以上の金額を納入してください。

（入札保証金の計算額が千円に満たない端数があるときは、千円に切り上げてください。）

2 入札保証金の納入

(1) 入札保証金は、入札を行う日に納入ください。

各入札案件における入札書締切日時までに各発注機関に納入してください。

(2) 入札保証金の納入は、次のいずれかの方法によります。

①現金、②金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手、③国債、地方債等（これらによる場合は、事前に問合せください。）

※ 準備の都合上、①～③のいずれかの方法によるかを入札の前々日までに連絡願います。

3 入札保証金の契約保証金への充当等

(1) 落札者の入札保証金は一旦お預かりし、契約後還付いたします。なお、お預かりした入札保証金は契約保証金に充当することができるので、希望する場合は、入札終了後その旨を申し出ください。

(2) 落札しなかった者の入札保証金は入札終了後ただちに還付しますので、入札参加者の認印を必ず持参ください。

4 入札保証金の免除

次に掲げる場合においては、入札保証金を免除することとします。

(1) 損害保険会社との間に、福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

(2) 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。具体的には、過去2年間のうちに、福井県との契約実績がある場合とします。

なお、県との契約実績がある場合であっても、下記に該当する場合は入札保証金は免除されません。

ア 県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

5 その他

その他不明な点については、各発注機関にお問合せください。